

議案第30号

松阪市飯南火葬場条例の一部改正について

松阪市飯南火葬場条例（平成17年松阪市条例第348号）の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市飯南火葬場条例の一部を改正する条例

松阪市飯南火葬場条例（平成17年松阪市条例第348号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第5条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第4条第1項ただし書を削り、同条を第5条とする。

第3条第1項中「松阪市飯南火葬場「さくら坂飯南」（以下「火葬場」という。）」を「火葬場」に改め、同条第3項中「前2項について変更することができる。」を「休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（設備）

第3条 松阪市飯南火葬場「さくら坂飯南」（以下「火葬場」という。）に次に掲げる設備を備える。

- (1) 火葬炉
- (2) 動物焼却炉

本則に次の1条を加える。

（罰則）

第13条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

別表を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

火葬炉使用料

区分		単位	使用料
市内	大人（12歳以上）	1体	4,500円
	小人（12歳未満）	1体	3,700円
	死産児	1体	3,700円

市外	大人（12歳以上）	1体	75,000円
	小人（12歳未満）	1体	52,500円
	死産児	1体	52,500円

備考

1 市内とは、死亡者が死亡時に松阪市の住民基本台帳に記録されている場合をいい、死産児については死産時に父又は母が松阪市の住民基本台帳に記録されている場合をいう。

2 市外とは、前項に定める場合以外をいう。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第7条関係）

動物焼却炉使用料

区分		単位	使用料
市内	30キログラム未満の動物（合同火葬）	1体	2,200円
	30キログラム以上の動物（合同火葬）	1体	3,300円
	動物（単独火葬）	1体	6,600円
市外	30キログラム未満の動物（合同火葬）	1体	11,000円
	30キログラム以上の動物（合同火葬）	1体	16,500円
	動物（単独火葬）	1体	33,000円

備考

1 市内とは、申請者が松阪市の住民基本台帳に記録されている場合をいう。

2 市外とは、前項に定める場合以外をいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の松阪市飯南火葬場条例別表の規定は、この条例の施行日以後に行う使用許可に係る使用料から適用し、同日前に行う使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。